

医療費の負担が軽減されます

『限度額適用認定証』または『限度額適用・標準負担額減額認定証』を提示いただくことにより、ひと月の医療費が自己負担限度額までとなります。

※保険適用外の診療、食事療養費標準負担額、室料差額、病衣代、文書料等は除きます。

※医療機関ごと、月ごと、入院・外来別、医科・歯科別で自己負担限度額が発生します。

70歳未満の患者さん

『限度額適用認定証』または『限度額適用・標準負担額減額認定証』をご提示ください。

70歳以上75歳未満で
『高齢受給者証の負担割合が3割』

または

75歳（一定の障害のある方は65歳）以上で
『後期高齢者医療被保険者証の負担割合が3割』の患者さん

『限度額適用認定証』をご提示ください。※所得によっては該当しない場合もございます。

70歳以上75歳未満で
『高齢受給者証の負担割合が1割、2割』

または

65歳以上で『後期高齢者医療被保険者証の
負担割合が1割、2割』の患者さん

住民税非課税世帯等の方は『限度額適用・標準負担額減額認定証』をご提示ください。

※住民税非課税世帯等に該当しない方は『高齢受給者証』または『後期高齢者医療被保険者証』をご提示いただくことにより自己負担限度額までのお支払いとなります。

●『限度額適用認定証』『限度額適用・標準負担額減額認定証』の交付申請について

患者さんが加入されている医療保険の保険者にて、患者さん側で交付申請を行っていただく必要があります。保険者によっては交付までに数日かかる場合や、申請が遅れると受診日や入院日から適用されない場合がありますのでご注意ください。高額な治療をすでに受けられている患者さん、またこれから受けられる患者さんはお早めに交付申請の手続きを行ってください。

交付申請の手続き方法は保険者によって異なりますので保険者へお問い合わせください。

保険者：健康保険組合、全国健康保険協会、市区町村（国民健康保険、後期高齢者医療制度）、
国保組合、共済組合等

●『限度額適用認定証』『限度額適用・標準負担額減額認定証』の提示のお願い

『限度額適用認定証』または『限度額適用・標準負担額減額認定証』を交付された患者さんは、必ず外来受診または入院された月内に提示をお願いいたします。ご提示のない場合は保険証の自己負担割合でのお支払いとなります。

【提示場所】1階外来受付（②番窓口）

ご不明な点等がございましたら、上記提示場所へお申し出ください。